

第4回 西猪名公園管理運営協議会

日 時：令和6年3月12日（火）10:00～12:00

場 所：川西市商工会館 4階 多目的ホール

次 第

1 開会

2 協議事項

- (1) 第3回西猪名公園管理運営協議会における発表意見概要
- (2) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】(案)
- (3) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案)
- (4) その他

3 閉 会

<資 料>

出席者名簿

配席図

- (資料1) 第3回管理運営協議会における発表意見概要
- (資料2-1) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】(案)
- (資料2-2) 西猪名公園ゾーニング図A(案)
- (資料2-3) 西猪名公園ゾーニング図A'(案)
- (資料2-4) 西猪名公園ゾーニング図B(案)
- (資料3) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案)
- (資料4) 西猪名公園の施設利活用における対応について

第4回 西猪名公園管理運営協議会 出席者名簿

(1) 委員

名前	所属・役職	備考
足立 拓也	川西市 土木部 公園緑地課長	
小坂 美保	神戸女学院大学 准教授	
北村 智顕	兵庫県 まちづくり部 公園緑地課長	
藏原 亜紀	NPO法人育ちあいサポートブーケ 代表理事	
高津 一男	伊丹市 都市交通部 みどり公園室 みどり自然課長	
辻井 玲子	ひょうごまちなみガーデンショー実行委員会 委員	
長瀨 伸貴	神戸芸術工科大学 教授	
松山 幸一郎	久代コミュニティ協議会 会長	
森 信子	ねこの手 代表	
山田 弘	兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所長	

(2) 事務局

氏名	所属・役職	備考
源田 雅史	西猪名公園管理事務所 所長	
河田 喜久美	西猪名公園管理事務所 課長	
奥山 淳一	ミズノスポーツサービス株式会社 第一エリア 所長	

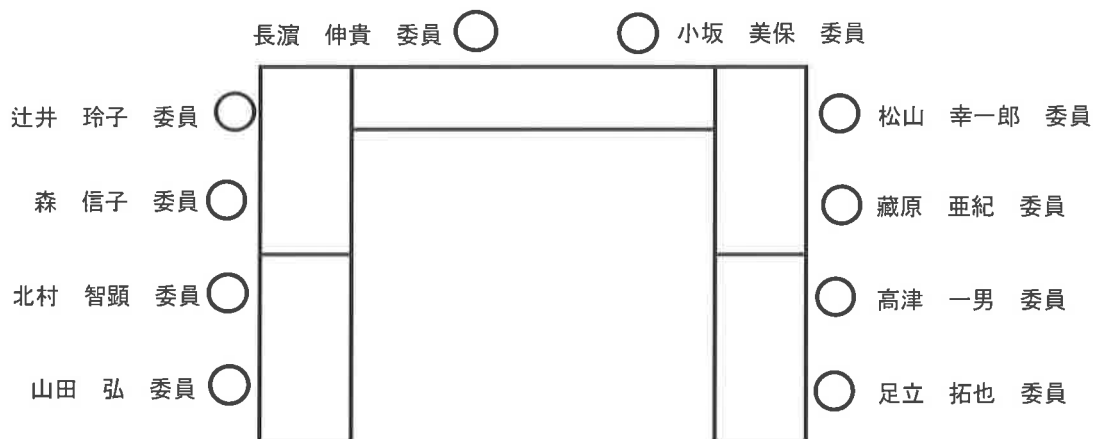
(3) 兵庫県

氏名	所属・役職	備考
小山 達也	まちづくり部 公園緑地課 副課長兼企画管理班長	
平田 昌義	まちづくり部 公園緑地課 副課長兼整備班長	

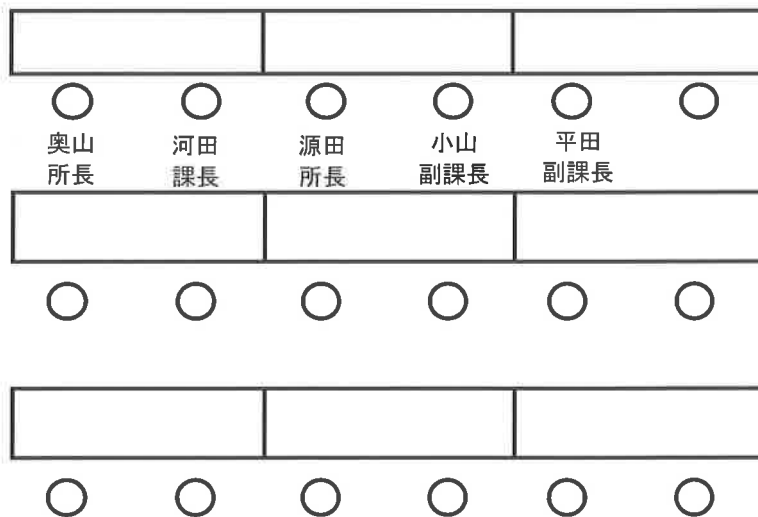
第4回 西猪名公園管理運営協議会 配席図

日時：令和6年3月12日（火）

場所：川西市商工会館 4階 多目的ホール



<事務局・兵庫県>



出入口



記者席

第3回西猪名公園管理運営協議会における発表意見概要

資料1

頂いたご意見については、管理運営協議会・公園管理者等において、実施の可否などを含め今後検討の材料としていく。

No.	意見発表者	意見要旨
1	千馬 佑紀 (社会福祉法人友朋会 あいな清和苑)	<ul style="list-style-type: none"> ・西側スロップに手すりがついていない、テニスコート横階段の段差が高く利用しづらい等の意見がある。 ・公園の側溝に設置してある金属製の網について、網目の幅が大きく車椅子による通過が困難な箇所がある。 ・園内の手すりやベンチが少なく疲れるとの声がある。 ・車椅子が通りやすい道があれば良いのではないか。
2	後藤 万結子	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具や砂場が利用しづらい。またボール等で遊べる場所があれば良いと考える。 ・授乳施設等が設置されると良いのではないか。 ・園内で花火ができる場所があればありがたい。 ・室内で飲食ができる場所や売店等があると利用しやすい。 ・貸し会議室により園内で様々な活動が行えたら良いのではないか。 ・公園入り口付近に自転車が置いてあることで正面の園路が狭くなっている。 ・本などが置いてある学習スペースのような場所があればよいのではないか。
3	茶谷 和子	<ul style="list-style-type: none"> ・展望広場及びその付近の小道で自然体験プログラムを実施しているが、傾斜のため参加者全員を把握しづらい上、転倒の恐れがあるので、もう少しフラットな場所できれば良いと考える。 ・もう少し自然が豊かになると自然環境プログラム等で利用できる場所が増えると考ええる。
4	筒井 為弘	<ul style="list-style-type: none"> ・公園で開催されるイベントの情報が十分に周知できていない。 ・園内で生じるコミュニケーションが非常に重要であり、高齢者などの心のケアにも繋がると考える。
5	岸本 和子 寺田 由起子	<ul style="list-style-type: none"> ・園内を散策する方に楽しんで頂けるような植栽があれば良いのではないか。 ・植栽に係るボランティアの確保について検討が必要と考ええる。 ・公園にシンボル的な施設があれば良いのではないか。
6	新免 篤司	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の多目的利用及び情報発信のために、親子参加型のイベントを実施してはどうか。

検討に当たっての基本的な考え方 【自然環境保全】

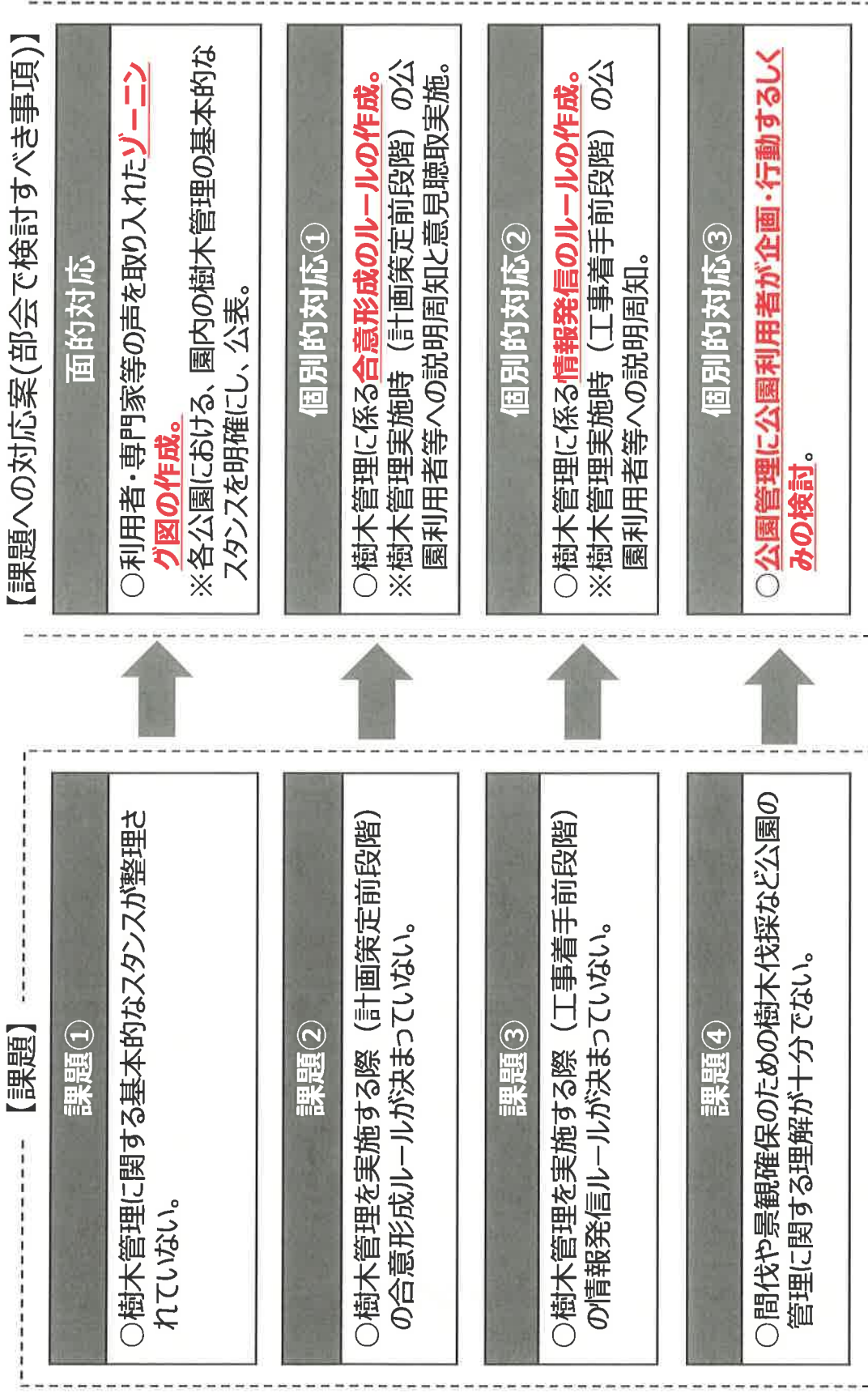
令和6年3月

検討に当たった際の基本的な考え方【自然環境保全】



■ 自然環境保全のあり方について

○ 課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。





検討に当たった際の基本的な考え方【自然環境保全】

西猪名公園におけるゾーニング区分の方針

- 西猪名公園の現状を園内を地面にある対象物に応じ「施設ゾーン」及び「みどりゾーン」に分類した「ゾーニング図A」を作成し、**ゾーン毎に自然環境保全目標を設定する。**
- ゾーニング図Aで設定した施設ゾーンにおける**樹木の役割・価値を評価した「ゾーニング図A」を作成し、樹木管理の議論における基本情報とする。**
- 個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示した「ゾーニング図B」を作成し、今後管理運営協議会において継続して更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。**
- ゾーニング図Aにおけるゾーンの境界が明確に区分できない部分がある場合やゾーニング図Aにおける樹木の評価などは、管理運営協議会において継続的に協議する。
- 将来において、ゾーニング変更を行う場合は、管理運営協議会で合意形成を図る。

西猪名公園におけるゾーニング図の整理





区分	考え方	具体例												
① ゾーニング 図A	<ul style="list-style-type: none"> 地面にある対象物に応じ分類 ゾーン毎の環境保全目標及び樹木管理の手法を設定 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象物</th> <th>自然環境保全の目標</th> <th>樹木管理の手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設ゾーン</td> <td>・スポーツ施設、舗装园路等を含む人工構造物</td> <td>・施設の機能維持を優先する。</td> <td>・樹木も施設の一部として、施設運営に支障となる場合は剪定や伐採等により適切に管理する。</td> </tr> <tr> <td>みどりゾーン</td> <td>・芝生広場、未舗装园路、ベンチ周辺等</td> <td>・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する。</td> <td>・利活用に応じた樹木管理を行う。 ・公園の魅力向上に資する樹木管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法	施設ゾーン	・スポーツ施設、舗装园路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する。	・樹木も施設の一部として、施設運営に支障となる場合は剪定や伐採等により適切に管理する。	みどりゾーン	・芝生広場、未舗装园路、ベンチ周辺等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する。	・利活用に応じた樹木管理を行う。 ・公園の魅力向上に資する樹木管理を行う。
区分	対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法											
施設ゾーン	・スポーツ施設、舗装园路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する。	・樹木も施設の一部として、施設運営に支障となる場合は剪定や伐採等により適切に管理する。											
みどりゾーン	・芝生広場、未舗装园路、ベンチ周辺等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する。	・利活用に応じた樹木管理を行う。 ・公園の魅力向上に資する樹木管理を行う。											
② ゾーニング 図A'	<ul style="list-style-type: none"> ゾーニング図Aで設定した施設ゾーン内における樹木の役割を評価・分類 	<ul style="list-style-type: none"> 公園外部への景観形成の役割を持つ樹木 園内と園外の仕切りの役割を持つ樹木 もっぱら施設の一部としての樹木 等 												
③ ゾーニング 図B	<ul style="list-style-type: none"> 個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示 管理運営協議会で継続的に協議・更新を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 他の公園にない珍しい特徴を持つ場所や、地域の自然学習に使われている樹林等、公園内で特に留意すべき場所とされた区域 												



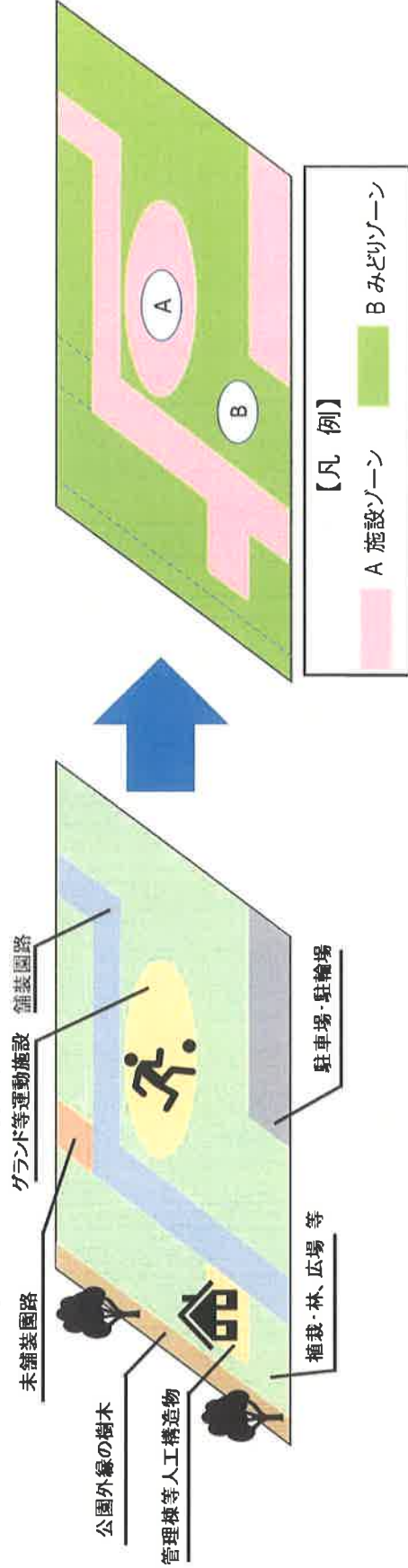
検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

① ゾーニング図A

○対象物で分類

区分		対象物	具体的な場所	
A	施設ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設、舗装园路を含む人工構造物 	 ウォーターランド  テニスコート	 桜の広場  公園外縁(テニスコート西側)
B	みどりゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場、未舗装园路、林等 	<ul style="list-style-type: none"> ・桜の広場 ・公園外縁の樹木等 	

○分類に基づきゾーニングを作成

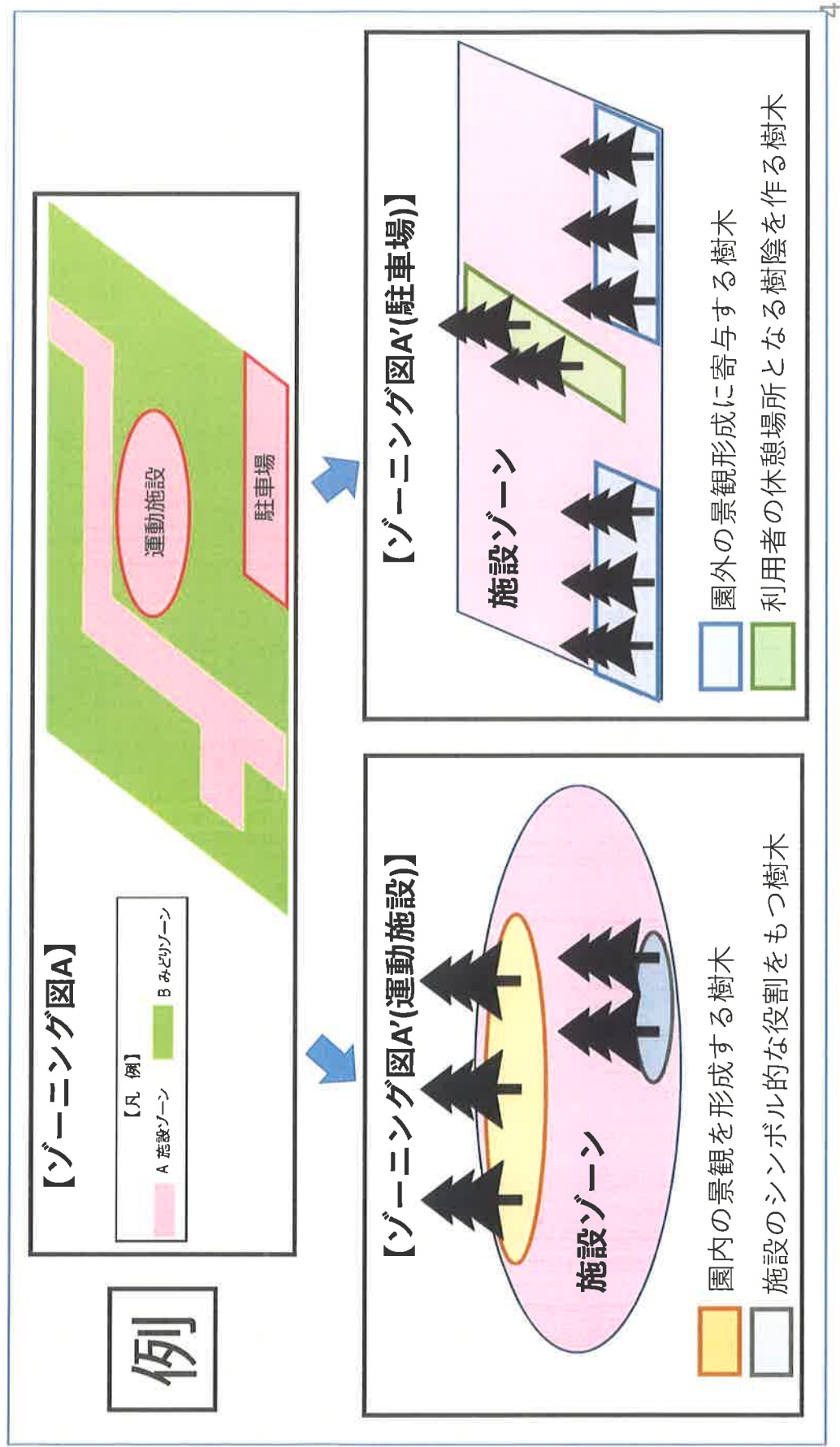




検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

② ゾーニング図A'

○必要に応じて施設ゾーン内の樹木の役割を評価・分類し、今後の公園管理における基本情報とする。

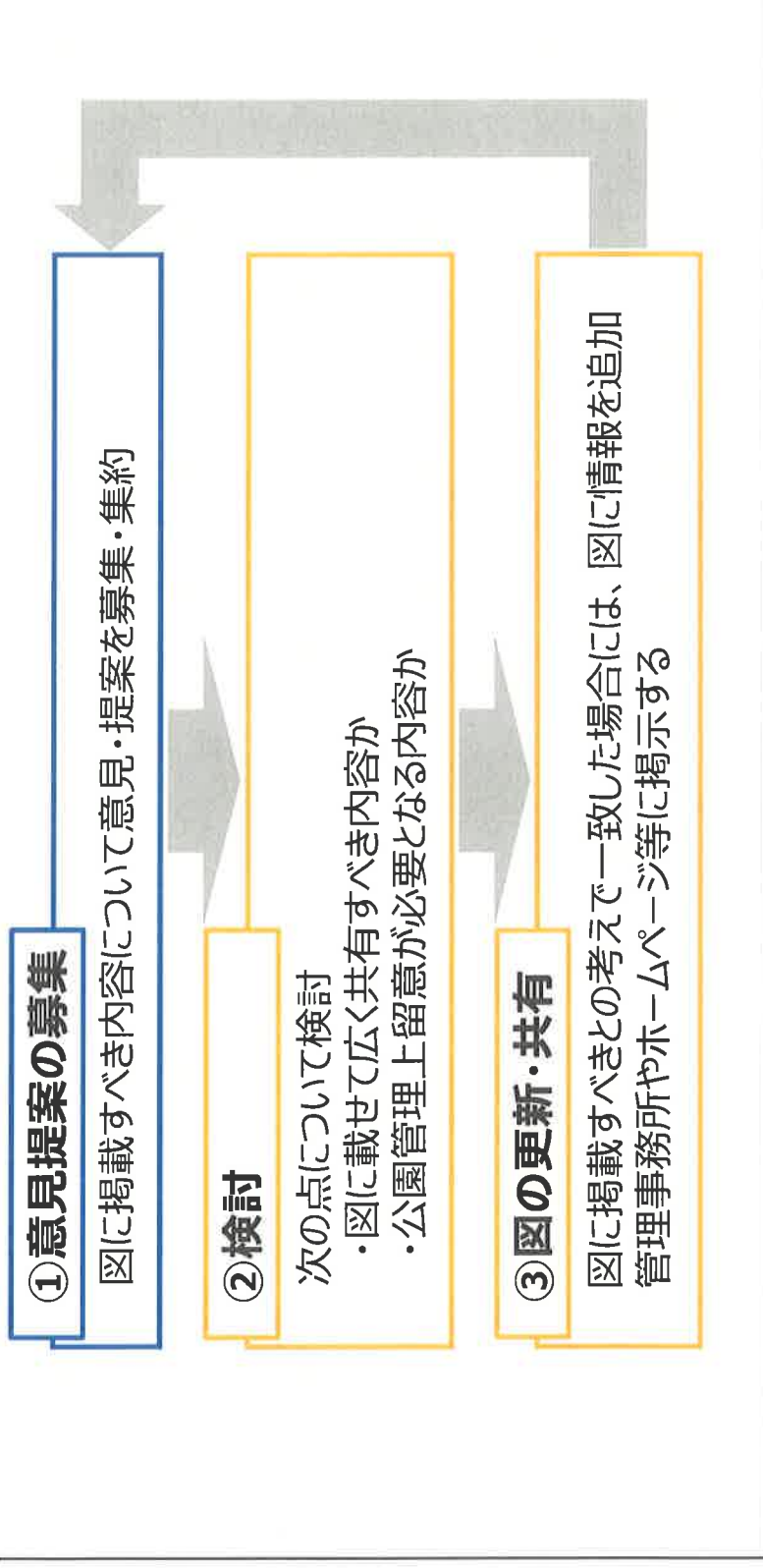




③ゾーニング図Bについて

- 個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
指定管理者は公園管理上留意するべき内容として、公園管理に活かす。
- 管理運営協議会において継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

■更新の流れ(例)

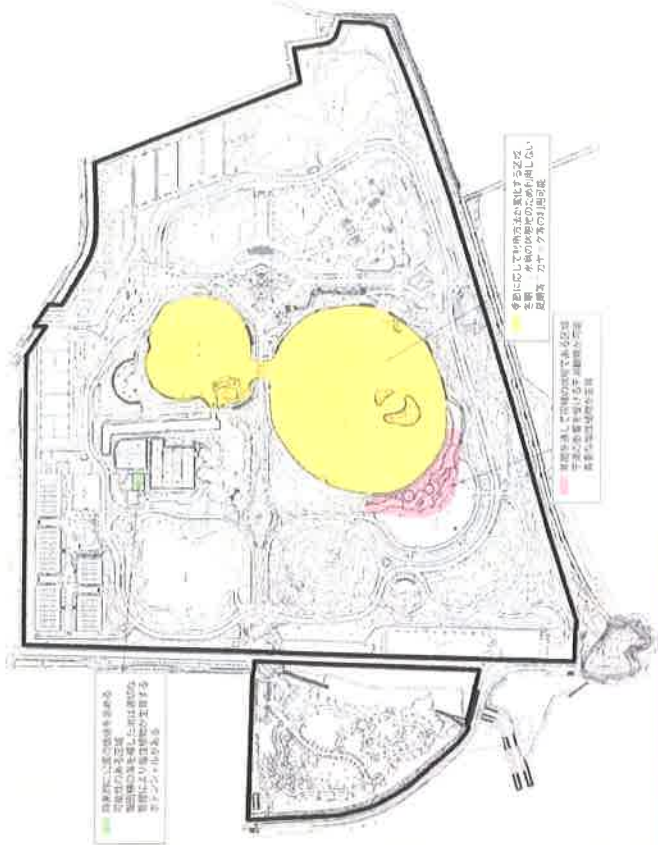


検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】



【参考】他公園のゾーニング図B

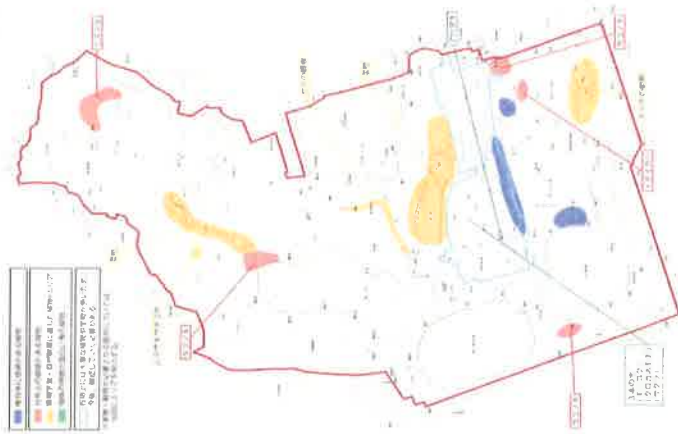
赤穂海浜公園ゾーニング図B



【主な記載内容】

- ・中央の池における季節に応じた利用方法や留意点。
- ・公園内で干満の影響を受ける干潟観察が可能。
- ・耐塩性を持つ貴重な植物等が生育する土壌・ポテンシャルがある。

明石公園ゾーニング図B



【主な記載内容】

- ・珍しい植物のみならず、種としては特段珍しくないが、明石公園内に植生していることに価値のある植物や面白い特徴をもつ個体の植物、環境学習に適したエリア等を明記



検討に当たった際の基本的な考え方【自然環境保全】

○実際に樹木管理を行う際の合意形成の場及びルール設定

- ・管理運営協議会において合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。
- ・施設ゾーンの樹木については、施設の新設や改廃実施時におけるルールに基づき合意形成を行う。

日常の維持管理 施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採

特別な維持管理 用途変更に伴う樹木伐採等

緊急かつ危険な場合 台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会への報告	事前報告 (指定管理者)	事前報告 (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	-
現地説明会やパブコメ実施	-	○ (県)	-

※事前報告の例：年度末の管理運営協議会において次年度以降の樹木伐採予定を説明

検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】



○公園管理に関する情報発信のルール設定

- ・工事着手前段階において実施する情報発信のルール（県民や公園利用者に向けた現地説明会や看板設置、紙媒体やHP等による周知等）を設定する。
- ・施設ゾーンの樹木については、施設の新設や改廃実施時におけるルールに基づき情報発信を行う。

<情報発信のルール>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—



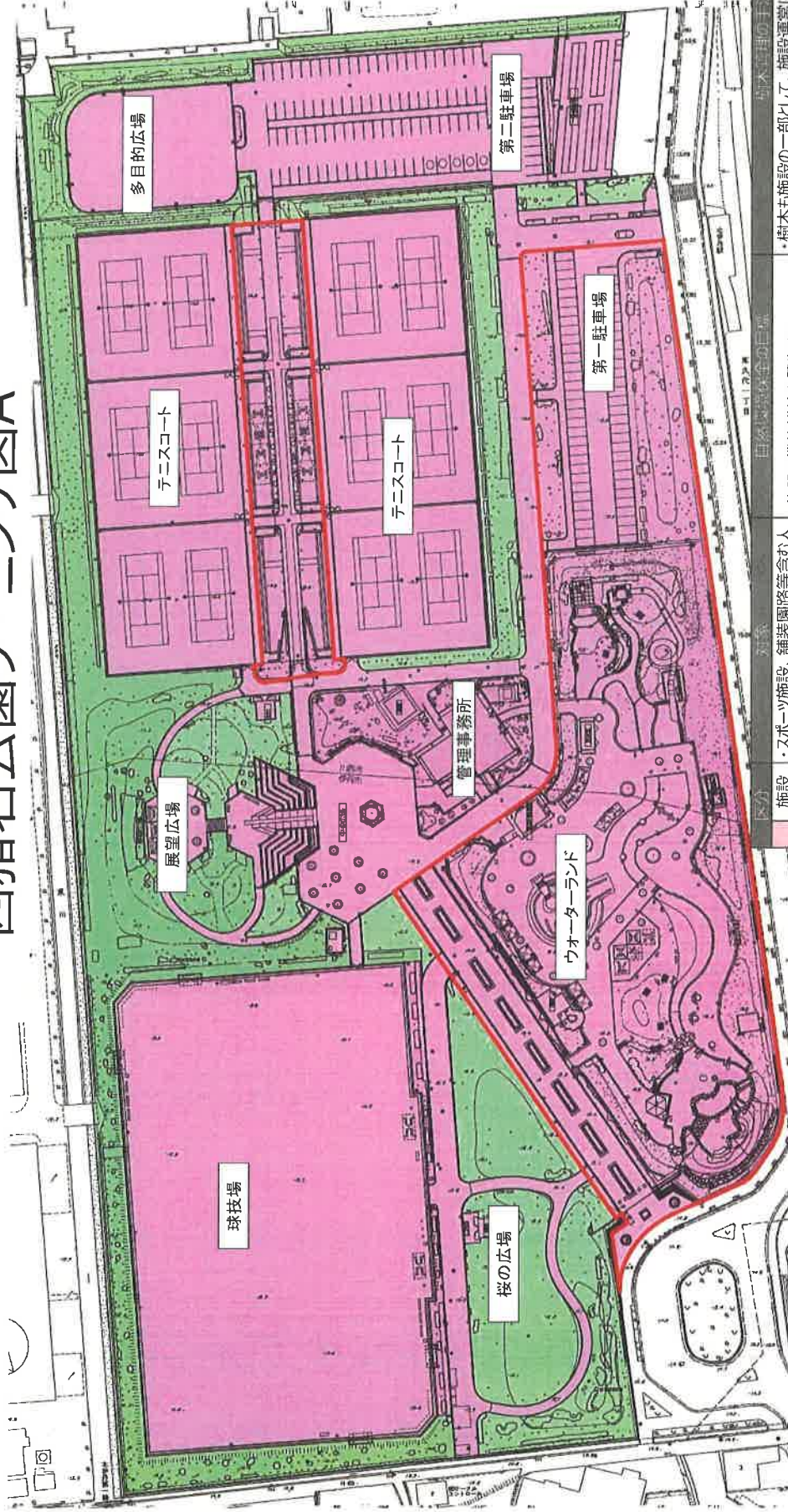
○公園管理に県民が参画するための取組みの実施

・公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

<利用者参画の例>

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）
- ・公園利用者や地域の方を巻き込んだ花壇作りの実施。

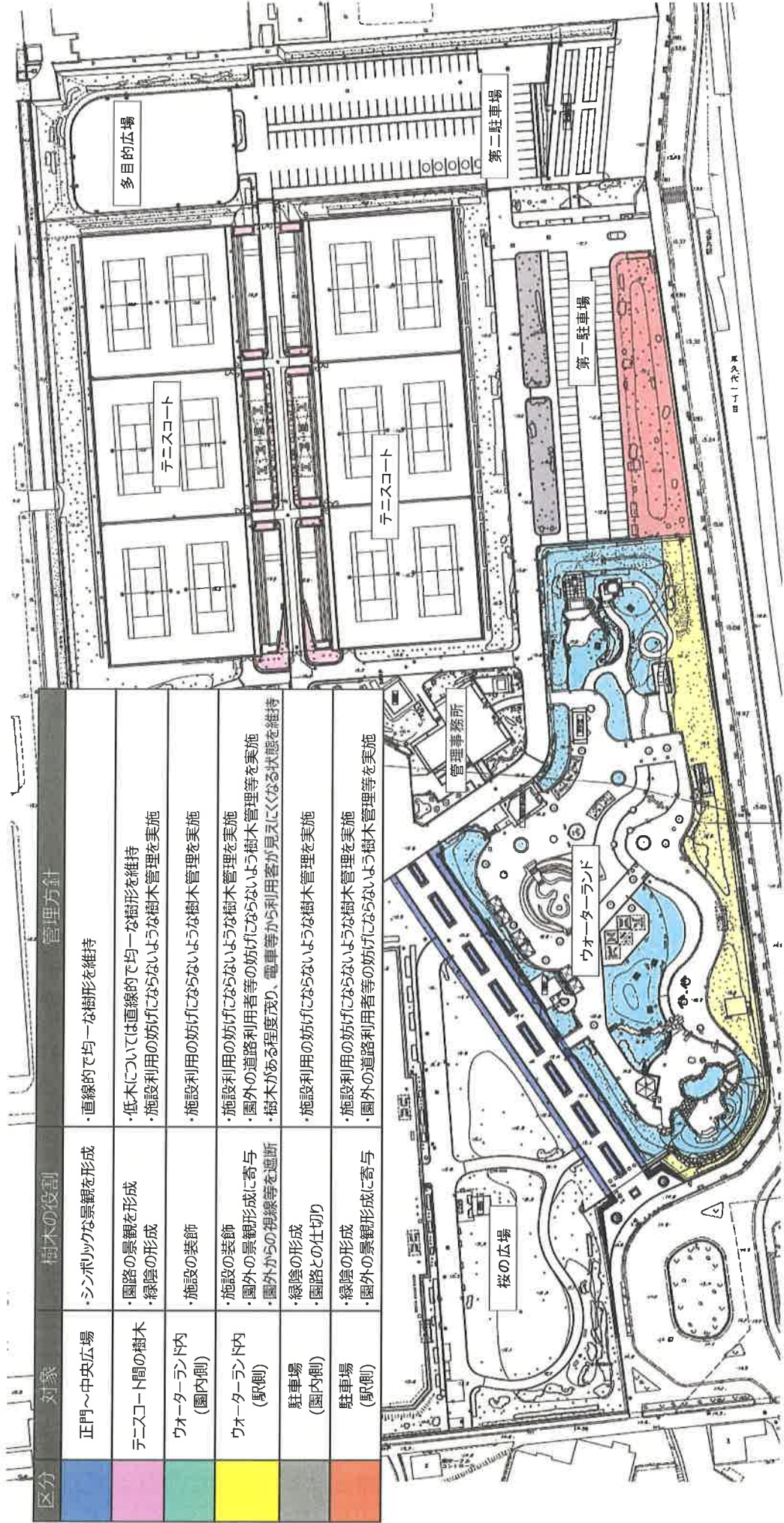
西猪名公園ゾーニング図A



区分	内容	内容	内容
施設ゾーン	・スポーツ施設、舗装园路等含む ・工構築物	・施設機能維持を優先する。 ・伐採等により適切に管理する。	・樹木も施設の一部として、施設運営に支障となる場合は剪定や伐採等により適切に管理する。
みどりゾーン	・芝生広場、未舗装园路、ベンチ周辺等	・緑にふれあえるレクリエーションのスペースを確保する。	・利活用に応じた樹木管理を行う。 ・公園の魅力向上に資する樹木管理を行う。
図例	○	○	○

施設ゾーン内の樹木のうち、樹木管理の方針を別紙「ゾーニング図A」により別に定めた。

西猪名公園ゾーニング図A'



多目的広場

テニスコート

テニスコート

第二駐車場

第一駐車場

管理事務所

ウォーターランド

桜の広場

東久保1丁目

西猪名公園ゾーニング図B

